

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

大阪国税局長 佐川 宣寿



平成25年7月16日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	平成23年度の「所得種類別人員、所得金額及び申告納税額」（大阪国税局統計情報に掲載しているもの）のうち、弁護士に関する数字について、大阪国税局管内の税務署ごとの明細が分かる文書
不開示とした理由	開示請求に係る文書は、保有していないため、不開示とします。
担当 課	総務部 総務課 情報公開窓口 電話 06-6941-5331（内線 2860）

〔教示〕

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国税庁長官に対して、審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、審査請求（異議申立て）を経ずに、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。